

令和2年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 令和2年中の犯罪情勢 1頁
- 2 令和2年中の交通事故情勢 2頁
- 3 高齢運転者の交通事故防止対策 3頁
- 4 組織的な自動車盗難防止に向けた取組 5頁

令和2年12月

警察本部

令和2年中の犯罪情勢（11月末までの暫定値）

○刑法犯認知件数は、年当初からの減少傾向が継続しており、特に自転車盗を始めとする乗り物盗は902件減少しています。

○殺人等の「重要犯罪」の検挙率は、94.2%と高水準を維持しています。

○特殊詐欺は、依然として増加傾向が継続しています。被害総額は、表中にはありませんが、約4億1,750万円に達し、前年同期より約2億8,800万円増加しています。

○暴力団犯罪は検挙件数、検挙人員ともに減少し、薬物事犯もやや減少しています。

○来日外国人犯罪は検挙件数、検挙人員ともに増加しています。人員は、ベトナム人が34人（23.6%）、ブラジル人が33人（22.9%）、フィリピン人が13人（9.0%）、中国人が11人（7.6%）の順に多く、これらで全体の6割を超えています。

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
		増減		増減		増減		増減
刑法犯	7,889件	-1,587	3,304件	-258	1,679人	-54	41.9%	+4.3
重要犯罪	69件	-4	65件	+2	63人	+5	94.2%	+7.9
重要窃盗犯	960件	-212	571件	-345	78人	-22	59.5%	-18.7
特殊詐欺	117件	+33	93件	+58	26人	+7		
暴力団犯罪			268件	-34	107人	-16		
薬物事犯			161件	-4	98人	-5		
来日外国人犯罪			242件	+56	144人	+38		

※「重要犯罪」とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※「重要窃盗犯」とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びびすりをいう。

※「特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいう。（令和2年1月1日から定義変更）

※「薬物事犯」とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び危険ドラッグ事犯をいう。

※「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

令和2年中の交通事故情勢（11月末までの暫定値）

○当県における本年11月末現在の交通事故情勢は、次表のとおり、死者数は前年と同数となっています。

区 分	令和2年11月末	令和元年11月末	増 減	増減率
人身事故件数	2,710件	3,346件	-636	-19.0%
死亡事故件数	67件	68件	-1	-1.5%
死傷者数	3,506人	4,372人	-866	-19.8%
死 者 数	69人	69人	±0	±0.0%
負 傷 者 数	3,437人	4,303人	-866	-20.1%

○当県における本年11月末現在の死亡事故（67件69人）の内訳を見ると、次表のとおり、前年対比で①人対車両の事故が増加、②自転車乗用中の死者が増加、③歩行中の死者が増加という傾向が認められます。

年末年始は日没時刻も早く、運転環境も大きく変化することから、薄暮時間帯から夜間にかけての安全対策を推進します。

区 分	令和2年11月末	前年同期比	備 考	
類 型 別 (計67件中)	人対車両	23件	+4件	
	車両相互	23件	-3件	
	車両単独	21件	±0件	
	その他(列車)	0件	-2件	
当 事 者 別 (計69人中)	自動車乗車中	23人	-5人	
	二輪車乗車中	15人	+1人	
	自転車乗用中	7人	+2人	
	歩行中	24人	+2人	うち高齢者17人
	道路横断中	16人	+1人	
その他	8人	+1人		
年 齢 層 別 (計69人中)	19歳以下	2人	±0人	
	20歳～64歳	32人	+3人	
	65歳以上	35人	-3人	
	65～69歳	7人	+1人	
	70～74歳	6人	-2人	
	75歳以上	22人	-2人	

高齢運転者の交通事故防止対策

1 道路交通法の規定に基づく高齢運転者対策

(1) 制度改正の経緯

これまで、下記のとおり累次にわたり道路交通法の改正が行われ、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を踏まえた高齢運転者対策が進められてきました。

平成9年改正

- | | |
|--------------------|------------------|
| ○高齢運転者標識の導入(75歳以上) | (平成9年10月30日から施行) |
| ◎運転免許証の自主返納制度の導入 | (平成10年4月1日から施行) |
| ●高齢者講習制度の導入(75歳以上) | (平成10年10月1日から施行) |

平成13年改正

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○高齢運転者標識の対象年齢の拡大(70歳以上) | |
| ●高齢者講習の対象年齢の拡大(70歳以上) | |
| ◎運転経歴証明書制度の導入 | (平成14年6月1日から施行) |

平成19年改正

- | | |
|---|-----------------|
| ●認知機能検査制度の導入(75歳以上) | |
| ●臨時適性検査制度の導入(認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者が一定の違反行為をした場合に受検) | (平成21年6月1日から施行) |

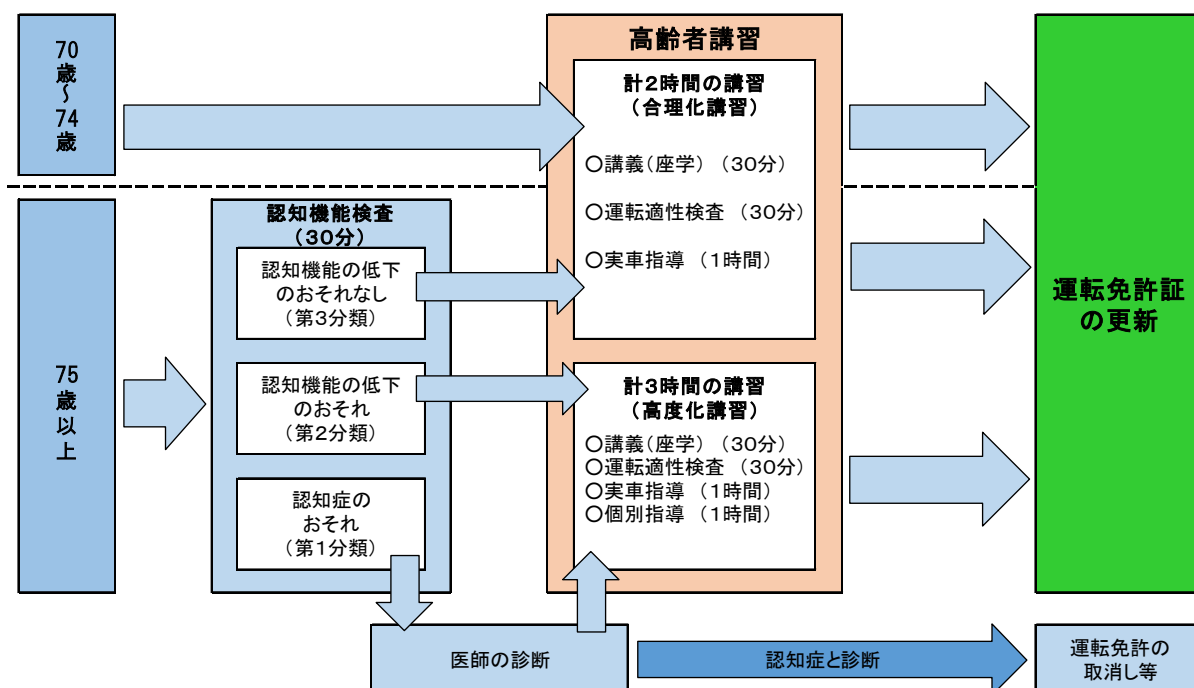
平成27年改正

- | | |
|---|------------------|
| ●臨時認知機能検査制度の導入(75歳以上) | |
| ●臨時高齢者講習制度の導入(75歳以上) | |
| ●認知症に係る医師の診察を受けることを義務付ける者の範囲の拡大(認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者は医師の診察が義務付け) | (平成29年3月12日から施行) |

令和2年改正

- | | |
|---|---------------|
| ●運転技能検査の導入(75歳以上で一定の要件に該当した場合は、免許更新時に運転技能検査を義務付け。一定の基準に達しない場合は免許更新不可) | |
| △安全運転サポート車等限定免許の導入 | (令和4年6月までに施行) |

(2) 免許更新時の認知機能検査及び高齢者講習の流れ



(3) 運転免許証の自主返納

ア 件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R元	R2.11
自主返納件数	2,199件	3,190件	6,489件	6,147件	8,419件	7,062件
75歳以上	1,044件	1,782件	4,573件	4,822件	5,992件	4,721件
運転経歴証明書交付件数	1,690件	2,555件	6,076件	5,617件	7,601件	6,519件
75歳以上	765件	1,364件	4,229件	4,373件	5,378件	4,319件

イ 自主返納申請を受理するための窓口整備

- 訪問による申請の受理（平成27年12月～）
- 日曜窓口（運転免許センター）における申請の受理（平成29年1月～）
- 代理人による申請の受理（平成31年1月～）
- 交番・駐在所における申請の受理（令和2年4月～）

2 県警独自の高齢運転者対策

(1) 高齢運転者セミナー（令和2年度：高齢運転者交通事故緊急対策事業）

人身事故を起こした70歳以上の運転者等を対象に運転指導やサポカー試乗体験を実施

(2) 事故の多い運転者を対象とした個別指導（平成27年4月～）

1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の運転者を対象に個別指導を実施

(3) サポカーの普及啓発活動

日本自動車販売協会三重県支部を始め、関係機関や団体との協定を結び、サポカーの普及啓発を推進

組織的な自動車盗難の防止に向けた取組

1 ヤードの現状と組織的な自動車盗難事件との関わり

- オークション等を通じて中古車を手入れし、ヤードへ搬送し、そこで部品を取り外したり車体を切断したりして、転売できるようにし、コンテナ詰めをして名古屋港等から外国に輸出するのが一般的な業態
- 県内では平成10年頃から北勢地域の山間部に自動車の解体を行うヤードが現れ、15年頃から増加が目立ち始めた。22年には約50箇所あったが、25年には約30箇所まで減少し、現在はヤード約40箇所、関連施設約140箇所が把握されている。愛知県内の中古車オークション会場や名古屋港に近い木曾岬町に多数立地している。
- 取引先に外国事業者が多いこともあり、外国人が経営する施設が多く、国籍は南アジア、南アメリカ、東アジアなど多岐にわたる。外国人が多く雇用されている。
- 全国の警察による自動車盗難事件の捜査過程で、ヤードが盗難車の隠匿や解体、車台番号の改竄等の場となっていることが確認されており、当県でも類似の事犯が発生しているため（隣接する愛知県でも同様）、組織的な自動車盗難を防止する観点からヤードの実情には関心を払っている。



2 自動車解体する事業を規制する他県の条例の制定状況

首都圏や隣県の愛知県において先行して、ヤード対策を念頭に置いた盗難自動車の解体防止に関連する条例が制定されている。

千葉県	平成26年12月公布	平成27年4月施行
茨城県	平成28年12月公布	平成29年4月施行
愛知県	令和元年7月公布	令和元年12月施行
埼玉県	令和2年3月公布	令和2年7月施行

3 検討中の条例案（「盗難自動車の解体の防止に関する条例」）の骨子

以下のとおり盗難自動車の解体を防止するため必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することを目的とする条例案の検討を進めている。

- ①届出：自動車（公安委員会規則で定める種類の自動車を除く。）の解体（自動車特定整備事業者による解体を除く。）を行う事業者は、解体場所、保管場所その他の事業所ごとに、必要事項を公安委員会に届けるものとする。
- ②標識の掲示：届出事業者は、名称等を記載した標識を掲げるものとする。
- ③従業者名簿：届出事業者は、従業者名簿を備えるものとする。
- ④確認及び申告：届出事業者は、中古自動車を引き取るときに相手方や当該自動車の所有者等を確認するものとする。
- ⑤引取記録の作成：届出事業者は、引き取った中古自動車に関する記録を作成し、保存するものとする。
- ⑥保管命令：届出事業者の引き取った自動車が盗難自動車である疑いがあるときは、その保管を命じられるものとする。
- ⑦指示及び停止命令：条例違反があったときは届出事業者に盗難自動車の解体防止のために必要な指示をできることとし、指示に従わなかったときは業務の停止を命じられるものとする。
- ⑧報告徴収及び立入検査：条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は事業所への立ち入り、検査若しくは質問を行うことができるものとする。
- ⑨罰則：所要の罰則規定を設けるものとする。
- ⑩土地等の貸し付け等をしようとする者の責務：かかる事業者が土地又は建物を貸し付ける者は、盗難自動車の解体に用いないことの確認、盗難自動車の解体に用いられた場合には契約を解除する旨を定めた契約の締結等を措置することに努めるものとする。